

まつもと医療センターにおける 営業活動のルールについて

当院ではコンプライアンスの推進のため、「独立行政法人国立病院機構
まつもと医療センターにおける事業者の活動にかかる規程」を制定いたします。
お取引先の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

【対象となる営業活動】

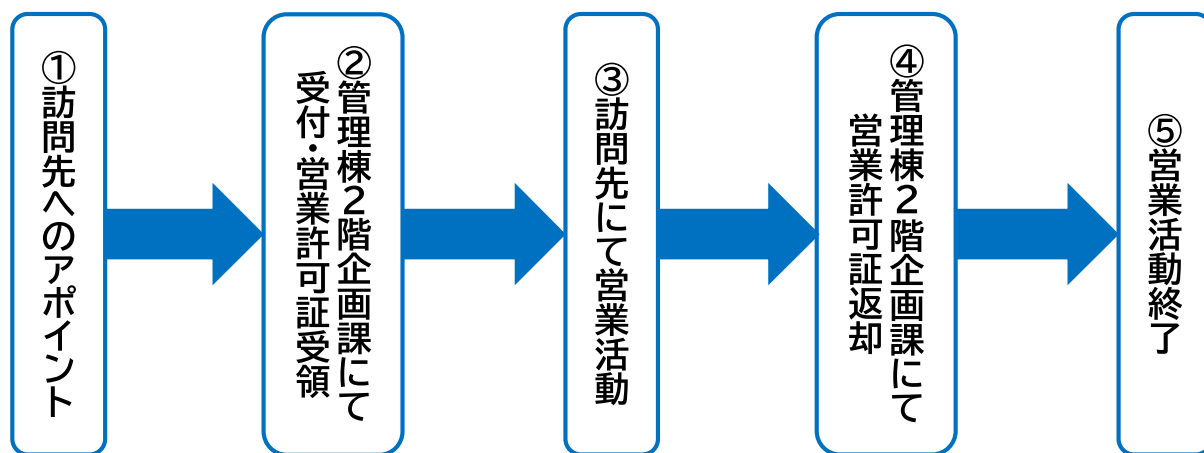
○病院で使用する物品(医療機器、医療材料等)や各種サービスに関する**広報、宣伝活動**

○既に院内で使用されている物品等のフォローアップ

※納品、機器類の点検修理や緊急対応の場合は除きます。

※医薬情報担当者(MR)については、当院薬剤部にて制定している「医薬情報担当者(MR)活動規程」にしたがってください。

【営業活動のフロー】



・営業活動を行うときは、訪問先の部署へ電話やメールにより事前にアポイントを取ってください。

・当院に立ち入る前は、管理棟2階企画課にて受付(MONITAROの読取又は訪問者記録簿の記入)を行い、営業許可証を受け取ってください。

・帰る前に管理棟2階企画課にて帰る前の手続(MONITAROの読取又は訪問者記録簿の記入)を行い、営業許可証を返却してください。

【留意事項】

・病院幹部(院長、副院長、特命副院長、統括診療部長、事務部長、看護部長)への訪問は、**当院より依頼した場合に限ります。**

・**アポイントなしの営業活動はご遠慮願います。**

・患者さんや職員の迷惑になる行為はおやめください。(通行を妨げる、患者さん用ソファの使用など)

・営業活動をする際は、必ず企画課契約係で受付を行ってください。

・見積に関する用件を訪問先で行った場合は、企画課契約係の職員へその旨をご報告願います。

ご不明な点がありましたら、まつもと医療センター 契約係長(0263-57-0155)までお問い合わせください。